

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第3章の2 調査手続</p> <p>第1節 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 更正決定等を目的とした実地の調査</p> <p>(省略)</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 更正決定決議書等の作成等 (省略)</p> <p>(1) 処分の理由書の作成等</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 統括官等の確認</p> <p>統括官等は、回付を受けた更正決定決議書等に添付された処分の理由書の記載内容について、事実認定、金額等が適正に記載されているか確認する。</p> <p>なお、争点整理表作成事案に係る処分の理由書については、審理専門官等による審理を要するものとし、統括官等は自らの決裁を了した処分の理由書に証拠資料等(争点整理表作成事案については争点整理表を含む。)を添付して、審理専門官等に回付する。</p> <p>審理専門官等は、処分の理由書の記載内容について審理を行い、統括官等に返戻する。</p> <p>また、統括官等は、争点整理表通達の別添のⅢ1の(4)《局主務課への上申》により資産課税課に上申した事案について、処分の理由書の記載内容について審理専門官等の審理を了した後、資産課税課に確認を依頼する。</p> <p>ただし、理由附記の事例集に掲げられた処分の理由の記載例の前提としている事実関係と調査した事案の事実関係が類似するものであって、処分の理由として記載すべき内容が当該記載例とおよそ同様である場合には、資産課税課への確認を要しない。</p> <p>資産課税課は、統括官等から確認を依頼された記載内容が相当であるかどうかを速やかに確認し、その確認の結果を統括官等に連絡する。</p> <p>(注) 平成21年6月30日付課審1-24ほか7課共同「争訟見込み事案に対する支援等に係る事務処理手続について」(事務運営指針) (以下「支援通達」という。)の別紙の1《支援の対象となる争訟見込み事案》に規定する争訟見込み事案に係るものであって、記載内容に疑義がある場合には、局審理課(審理課が設置されていない局)にあつては審理官。)に記載内</p>	<p style="text-align: center;">第3章の2 調査手続</p> <p>第1節 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第2節 更正決定等を目的とした実地の調査</p> <p>(同左)</p> <p>1～5 (同左)</p> <p>6 更正決定決議書等の作成等 (同左)</p> <p>(1) 処分の理由書の作成等</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 統括官等の確認</p> <p>統括官等は、回付を受けた更正決定決議書等に添付された処分の理由書の記載内容について、事実認定、金額等が適正に記載されているか確認する。</p> <p>なお、争点整理表作成事案に係る処分の理由書については、審理専門官等による審理を要するものとし、統括官等は自らの決裁を了した処分の理由書に証拠資料等(争点整理表作成事案については争点整理表を含む。)を添付して、審理専門官等に回付する。</p> <p>審理専門官等は、処分の理由書の記載内容について審理を行い、統括官等に返戻する。</p> <p>また、統括官等は、争点整理表通達の別添のⅢ1の(4)《局主務課への上申》により資産課税課に上申した事案について、処分の理由書の記載内容について審理専門官等の審理を了した後、資産課税課に確認を依頼する。</p> <p>ただし、理由附記の事例集に掲げられた処分の理由の記載例の前提としている事実関係と調査した事案の事実関係が類似するものであって、処分の理由として記載すべき内容が当該記載例とおよそ同様である場合には、資産課税課への確認を要しない。</p> <p>資産課税課は、統括官等から確認を依頼された記載内容が相当であるかどうかを速やかに確認し、その確認の結果を統括官等に連絡する。</p> <p>(注) 平成21年6月30日付課審1-24ほか7課共同「争訟見込み事案に対する支援等に係る事務処理手続について」(事務運営指針) (以下「支援通達」という。)の別紙の1《支援の対象となる争訟見込み事案》に規定する争訟見込み事案に係るものであって、記載内容に疑義がある場合には、局審理課(審理課が設置されていない国税局)にあつては審理官。沖繩国</p>

改正後	改正前
<p>容の確認を依頼することに留意する。</p> <p>ハ～ヘ (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>7～10 (省略)</p> <p>第3節・第4節 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 行政指導</p> <p>1 行政指導の基本的な考え方</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 行政指導として納税義務者等に接触する際の留意事項 (省略)</p> <p>イ 申告期限前に行う申告案内</p> <p>ロ 来署した納税義務者又は税務代理人に対する申告指導</p> <p>ハ 書類の提出依頼(第4章第3節6、第5章第6節1、第6章第6節2、第8節3、第7章第5節1、第13章第1節、第2節2)</p> <p>ニ 電子申告に係る事後審査(第6章第7節10)</p> <p>ホ 「相続税の申告等についての御案内(申告案内対象事案の再案内)」(4-98)(第4章第4節5)</p> <p>ヘ 「相続税の申告等についての御案内(課税見込事案の申告案内)」(4-99)(第4章第4節5)</p> <p>ト 「お買いになった資産の買入価額などについてのお尋ね」(第5章第6節1)</p> <p>チ 「贈与税の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)」(5-64)(第5章第6節1)</p> <p>リ 「譲渡所得の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)(申告書の提出がない場合)」(6-28-1-1)、「譲渡所得の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)(他の所得のみ申告している場合)」(6-28-1-2)、「株式等に係る譲渡所得等の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)(申告書の提出がない場合)」(6-97-1)及び「株式等に係る譲渡所得等の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)(他の所得のみ申告している場合)」(6-97-2)(第6章第6節5、第7節7)</p> <p>ヌ 「山林所得の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)(申告書の提出がない場合)」(7-13-1)及び「山林所得の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)(他の所得のみ申告している場合)」(7-13-2)(第7章第5節1)</p>	<p>税務所(にあっては資産課税課。)に記載内容の確認を依頼することに留意する。</p> <p>ハ～ヘ (同左)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>7～10 (同左)</p> <p>第3節・第4節 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第5節 行政指導</p> <p>1 行政指導の基本的な考え方</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 行政指導として納税義務者等に接触する際の留意事項 (同左)</p> <p>イ 申告期限前に行う申告案内</p> <p>ロ 来署した納税義務者又は税務代理人に対する申告指導</p> <p>ハ 書類の提出依頼(第4章第3節6、第5章第6節1、<u>第7節4</u>、第6章第6節2、第8節3、第7章第5節1、第13章第1節、第2節2)</p> <p>ニ 電子申告に係る事後審査(第6章第7節10)</p> <p>ホ 「相続税の申告等についての御案内(申告案内対象事案の再案内)」(4-98)(第4章第4節5)</p> <p>ヘ 「相続税の申告等についての御案内(課税見込事案の申告案内)」(4-99)(第4章第4節5)</p> <p>ト 「お買いになった資産の買入価額などについてのお尋ね」(第5章第6節1)</p> <p>チ 「贈与税の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)」(5-64)(第5章第6節1)</p> <p>リ 「譲渡所得の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)(申告書の提出がない場合)」(6-28-1-1)、「譲渡所得の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)(他の所得のみ申告している場合)」(6-28-1-2)、「株式等に係る譲渡所得等の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)(申告書の提出がない場合)」(6-97-1)及び「株式等に係る譲渡所得等の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)(他の所得のみ申告している場合)」(6-97-2)(第6章第6節5、第7節7)</p> <p>ヌ 「山林所得の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)(申告書の提出がない場合)」(7-13-1)及び「山林所得の申告についてのお尋ね(無申告理由のお尋ね)(他の所得のみ申告している場合)」(7-13-2)(第7章第5節1)</p>

- ル 「買入れられた資産についてのお尋ね」(6-25-1) (第6章第6節)
- ヲ 農地等の納税猶予の特例を適用している事案に係る利用状況確認(申告審理前に実施するものを含む。)(第12章第2節6、第3節6、7)
- ワ 書面添付制度に係る意見聴取(税理士法35条)
- カ 「租税特別措置法第40条の規定の適用に係る寄附財産の使用状況等についてのお尋ね」(13-22) (第13章の第7節2)

(注) 1 手続通達1-1及び1-2のとおり、調査と行政指導は行為の目的により区分されるものであり、「行政指導である」といえば、どのような行為でも行政指導と評価されるものではないことから、行政指導として行う事務の遂行に当たり自発的な見直しを要請することなく、確定的な非違として修正申告等を勧奨することのないよう留意する。

2 へ、チ、リ及びヌに掲げる行政指導に応じない者に対して実施する再案内についても、行政指導である旨を明示することに留意する。

2 指導項目

納税義務者又は税務代理人への接触を「調査」によるべきか、「行政指導」によるべきかのメルグマール(判断基準)は、当該職員が「特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する」との効果意思をもって納税義務者又は税務代理人に接触するか否かによることになる。

そのため、調査と行政指導のいずれにより納税義務者又は税務代理人に接触するかについて、統一的な事務処理が行えるよう、次の各表に掲げる指導項目の処理については、書面による行政指導により行うこととする。

なお、次の3に定める行政指導の手順や使用する様式により難しい場合には、企画課と協議の上、実施することに留意する。

(1) 相続税における指導項目

	行政指導により処理する項目	思料される誤りの内容
	(中略)	
8	申告書第7表の誤り	・当該表上の計算誤り ・㊸欄の「年」の誤り ・前の相続に係る相続税申告書からの転記誤り
	(中略)	
16	申告書第11の2表の誤り	(削除) ・相続時精算課税適用財産の加算額の計上誤り及び計上漏れ ・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算誤り
	(中略)	

- ル 「買入れられた資産についてのお尋ね」(6-25-1) (第6章第6節)
- ヲ 農地等の納税猶予の特例を適用している事案に係る利用状況確認(申告審理前に実施するものを含む。)(第12章第2節6、第3節6、7)
- ワ 書面添付制度に係る意見聴取(税理士法35条)
- カ 「租税特別措置法第40条の規定の適用に係る寄附財産の使用状況等についてのお尋ね」(13-22) (第13章の第7節2)

(注) 手続通達1-1及び1-2のとおり、調査と行政指導は行為の目的により区分されるものであり、「行政指導である」といえば、どのような行為でも行政指導と評価されるものではないことから、行政指導として行う事務の遂行に当たり自発的な見直しを要請することなく、確定的な非違として修正申告等を勧奨することのないよう留意する。

2 指導項目

納税義務者又は税務代理人への接触を「調査」によるべきか、「行政指導」によるべきかのメルグマール(判断基準)は、当該職員が「特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する」との効果意思をもって納税義務者又は税務代理人に接触するか否かによることになる。

そのため、調査と行政指導のいずれにより納税義務者又は税務代理人に接触するかについて、統一的な事務処理が行えるよう、次の各表に掲げる指導項目の処理については、書面による行政指導により行うこととする。

なお、次の3に定める行政指導の手順や使用する様式により難しい場合には、資産課税課と協議の上、実施することに留意する。

(1) 相続税における指導項目

	行政指導により処理する項目	思料される誤りの内容
	(同左)	
8	申告書7表の誤り	・当該表上の計算誤り ・㊸欄の「年」の誤り <u>(新規)</u>
	(同左)	
16	申告書第11の2表の誤り	・申告書各表からの転記誤り <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>
	(同左)	

改正後		改正前		
23	申告書第14表の誤り	・純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の計上誤り及び計上漏れ(贈与税申告書が提出されているものに限る。)	(新規)	(新規)
		・暦年課税分の贈与税額控除誤り		
24	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第1表)の誤り	・当該評価明細書上の計算誤り ・計算上必要な路線価の採用誤り(財産評価基本通達16((側方路線影響加算))の(1)の「かっこ書内の規定による正面路線価の判定誤りを除く。) ・「土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表」(4-85)の各種補正率表又は各種加算率表に記載された各種率(割合)の採用誤り	23	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第1表)の誤り ・当該評価明細書上の計算誤り ・計算上必要な路線価の採用誤り(財産評価基本通達16((側方路線影響加算))の(1)の「かっこ書内の規定による正面路線価の判定誤りを除く。) ・「土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表」(4-85)の各種補正率表又は各種加算率表に記載された各種率(割合)の採用誤り
25	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第2表)の誤り	・当該評価明細書上の計算誤り(第1表からの転記誤りを含む。) ・計算上必要な借地権割合又は借家権割合の採用誤り	24	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第2表)の誤り ・当該評価明細書上の計算誤り(第1表からの転記誤りを含む。) ・計算上必要な借地権割合又は借家権割合の採用誤り
26	市街地農地等の評価明細書の誤り	・当該評価明細書上の計算誤り ・計算上必要な宅地造成費の採用誤り	25	市街地農地等の評価明細書の誤り ・当該評価明細書上の計算誤り ・計算上必要な宅地造成費の採用誤り
27	定期借地権等の評価明細書の誤り	・当該評価明細書上の計算誤り(他に定める率・割合などの採用誤りを含む。)	26	定期借地権等の評価明細書の誤り ・当該評価明細書上の計算誤り(他に定める率・割合などの採用誤りを含む。)
28	一般動産及び船舶の評価明細書の誤り	・同上	27	一般動産及び船舶の評価明細書の誤り ・同上
29	特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の評価明細書の誤り	・同上	28	特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の評価明細書の誤り ・同上
30	営業権の評価明細書の誤り	・同上	29	営業権の評価明細書の誤り ・同上
31	信託受益権の評価明細書の誤り	・同上	30	信託受益権の評価明細書の誤り ・同上
32	定期金に関する権利の評価明細書の誤り	・同上	31	定期金に関する権利の評価明細書の誤り ・同上
33	山林・森林の立木の評価明細書の誤り	・同上	32	山林・森林の立木の評価明細書の誤り ・同上
34	取引相場のない株式(出資)の評価明細書の誤り	・同上	33	取引相場のない株式(出資)の評価明細書の誤り ・同上
35	上場株式の評価明細書の誤り	・課税時期の最終価格又は最終価格の月平均額の採用誤り	34	上場株式の評価明細書の誤り ・課税時期の最終価格又は最終価格の月平均額の採用誤り

改正後		改正前			
36	登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書の誤り	・課税時期の取引価格又は取引価格の月平均額の採用誤り	35	登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書の誤り	・課税時期の取引価格又は取引価格の月平均額の採用誤り
(2) 贈与税における指導項目		(2) 贈与税における指導項目			
行政指導により処理する項目		行政指導により処理する項目			
(中略)		(同左)			
27	相続時精算課税の適用誤り	・贈与者の贈与の年の1月1日現在の年齢(60歳)の誤り ・受贈者の贈与の年の1月1日現在の年齢(18歳)の誤り	27	相続時精算課税の適用誤り	・贈与者の贈与の年の1月1日現在の年齢(60歳)の誤り ・受贈者の贈与の年の1月1日現在の年齢(20歳)の誤り
28	相続時精算課税の特別控除誤り	・控除した特別控除額の誤り ・同じ特定贈与者からの贈与に係る課税区分(暦年課税・精算課税)の適用誤り	(新規)	(新規)	(新規)
29	相続時精算課税の選択の特例の適用誤り	・受贈者の贈与の年の1月1日現在の年齢(18歳)の誤り ・家屋の登記簿上の床面積(40㎡以上)の誤り	28	相続時精算課税の選択の特例の適用誤り	・受贈者の贈与の年の1月1日現在の年齢(20歳)の誤り ・家屋の登記簿上の床面積(50㎡以上)の誤り
30	住宅取得等資金の非課税の適用誤り	・合計所得金額・家屋の登記簿上の床面積の誤り (2,000万円超:適用不可 1,000万円超~2,000万円以下:40㎡以上240㎡以下 1,000万円以下:40㎡以上50㎡未満)	29	住宅取得等資金の非課税の適用誤り	・家屋の登記簿上の床面積(50㎡以上)の誤り ・家屋(建築後使用されたことがあるものに限る。)の建築年数(昭和57年1月1日以後建築)の誤り
31	特例贈与財産に係る特例税率の適用誤り	・受贈者の贈与の年の1月1日現在の年齢(18歳)の誤り	30	特例贈与財産に係る特例税率の適用誤り	・受贈者の贈与の年の1月1日現在の年齢(20歳)の誤り
(3)・(4) (省略)		(3)・(4) (同左)			
3 事後処理(行政指導)の実施 (省略)		3 事後処理(行政指導)の実施 (同左)			
(1) 相続税における事後処理(行政指導)の実施時期 管理運営部門からの相続税の申告書の引継ぎ時又は申告審理において把握した上記2の(1)に掲げ		(1) 相続税における事後処理(行政指導)の実施時期 管理運営部門からの相続税の申告書の引継ぎ時又は申告審理において把握した上記2の(1)に掲げ			

改正後	改正前
<p>る指導項目については、申告審理終了後、速やかに自発的な見直しの要請を行う。</p> <p>なお、要請に当たっては「相続税の申告書の見直しについて」（3②-30）の書面を使用し要請を行うこととする。</p> <p>また、上記2の(1)に掲げる指導項目のうち、1から23の指導項目（以下この節において「申告書上の計算誤り等」という。）と調査により申告内容を確認する項目が混在する事案は、預貯金照会等を実施する前に、当該申告書上の計算誤り等を是正する。</p> <p>おって、申告書上の計算誤り等以外の指導項目（以下この節において「評価明細書上の計算誤り」という。）と調査により申告内容を確認する項目が混在する事案は、当該調査において当該評価明細書上の計算誤りを是正する（行政指導による自発的な見直しの要請は行わない。）。</p> <p>(注) 1・2 （省略）</p> <p>3 管理運営部門からの相続税の申告書の引継ぎ時に把握した申告書上の計算誤り等については、局署の実情に応じ、申告書等の引継ぎ後から申告審理前の早期の時期に自発的な見直しの要請を行うこととしても差し支えない。</p> <p>この場合、把握した申告書上の計算誤り等の内容を「相続税申告相談・申告審理事績書兼非課税・省略決議書」（FDC1P03）の「申告審理事績」欄に簡記し、統括官等の確認を受けた上、自発的な見直しの要請を行う。</p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p>4～6 （省略）</p>	<p>る指導項目については、申告審理終了後、速やかに自発的な見直しの要請を行う。</p> <p>なお、要請に当たっては「相続税の申告書の見直しについて」（3②-30）の書面を使用し要請を行うこととする。</p> <p>また、上記2の(1)に掲げる指導項目のうち、1から22の指導項目（以下この節において「申告書上の計算誤り」という。）と調査により申告内容を確認する項目が混在する事案は、預貯金照会等を実施する前に、当該申告書上の計算誤りを是正する。</p> <p>おって、申告書上の計算誤り以外の指導項目（以下この節において「評価明細書上の計算誤り」という。）と調査により申告内容を確認する項目が混在する事案は、当該調査において当該評価明細書上の計算誤りを是正する（行政指導による自発的な見直しの要請は行わない。）。</p> <p>(注) 1・2 （同左）</p> <p>3 管理運営部門からの相続税の申告書の引継ぎ時に把握した申告書上の計算誤りについては、局署の実情に応じ、申告書等の引継ぎ後から申告審理前の早期の時期に自発的な見直しの要請を行うこととしても差し支えない。</p> <p>この場合、把握した申告書上の計算誤りの内容を「相続税申告相談・申告審理事績書兼非課税・省略決議書」（FDC1P03）の「申告審理事績」欄に簡記し、統括官等の確認を受けた上、自発的な見直しの要請を行う。</p> <p>(2)～(5) （同左）</p> <p>4～6 （同左）</p>